

# 医療法人社団生和会 介護老人保健施設 なごやか熊毛

## 介護予防短期入所療養介護運営規程

(運営規程設置の主旨)

### 第1条

医療法人社団生和会が開設する介護老人保健施設なごやか熊毛（以下「当施設」という。）において実施する介護予防短期入所療養介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

### 第2条

介護予防短期入所療養介護は、要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

### 第3条

当施設では、介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、医学的管理の下における機能訓練、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い、利用者の身体機能の維持向上を目指すとともに、利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう住宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当施設では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が安心して過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入所者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。

6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は、原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(施設の名称及び所在地等)

#### 第4条

サービスを提供する施設の名称及び所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名：介護老人保健施設 なごやか熊毛
- (2) 開設年月日：平成21年2月1日
- (3) 所在地：山口県周南市高水原2丁目7番21号
- (4) 電話番号：0833-92-0331 FAX番号：0833-92-0332
- (5) 介護保険指定番号介護老人保健施設(3551580024号)

(従業者の職種、員数)

#### 第5条

当施設の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- (1) 管理者1名
- (2) 医師1名以上
- (3) 看護職員8名以上
- (4) 介護職員20名以上
- (5) 薬剤師1名以上
- (6) 理学療法士または作業療法士1名以上
- (7) 管理栄養士1名以上
- (8) 介護支援専門員1名以上
- (9) 支援相談員1名以上
- (10) 事務職員1名以上
- (11) あん摩マッサージ指圧師1名以上

(従業者の職務内容)

#### 第6条

前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、

利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。

- (4) 介護職員は、利用者の施設サービス計画及び通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
- (5) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (6) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施に際し指導を行う。
- (7) 栄養士は、献立作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (8) 介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (9) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (10) 事務員は、施設の会計、介護報酬の請求、職員の福利厚生、庶民的業務、営繕等に従事する。

(利用定員)

## 第7条

80名（介護予防短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護老人保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。）

(介護予防短期入所療養介護の内容)

## 第8条

介護予防短期入所療養介護は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成される介護予防短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行なう適切な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話、また栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理とする。

(利用者負担の額)

## 第9条

利用者負担の額を以下のとおりとする。

- (1) 指定介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年3月14日厚生労働省告示第127号）によるものとする。

(2) 事業所は前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする

① 食費（食材料費及び調理費にかかる費用）

食費は、1食あたり600円です。

② 滞在費（療養室の利用費）

ユニット型個室の滞在費は、1日あたり1,970円です。

※①②の費用について、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額と①及び②に掲げる費用の額に基づいて実際に支払った額と比較して、どちらか低い方の額とする。

(3) その他、指定介護予防短期入所療養介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、入所者が負担することが適當と認められるものについて実費を徴収する。

① 施設娯楽費		実費
② おやつ代	1日あたり	99円（税込）
③ テレビ利用料	1日あたり	99円（税込）
④ 電気使用料	（1器具、1日あたり）	55円（税込）
⑤ 理美容代		2500円～（非課税）
⑥ 洗濯代	1月あたり	4700円（非課税）
	1回あたり（必要時）	200円（非課税）
⑦ 特別な行事にかかる費用／回		実費
⑧ 個人の嗜好や特別な希望に基づくもの		実費
（栄養補助飲料、嚥下補助食品、リハビリシユーズなど。）		

(4) 指定介護予防短期入所療養介護の提供の開始に際し、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(5) 支払方法

サービス利用月の翌月20日頃に当施設から「利用料支払者（請求書送付先）」へ請求書を郵送する。サービス利用月の翌月26日に指定の銀行口座からの口座引落による利用料金の支払方法とする。

なお、「初回サービス利用料金」および「指定引落銀行口座の残高不足や引落手続の書類に不備があり引落が出来なかった場合」は以下の当施設が指定する銀行口座へ振込みによる支払とする。

(協力医療機関・協力歯科医療機関について)

#### 第 10 条

利用者の状態が急変した場合等には、下記の協力医療機関・協力歯科医療機関へ速やかに連絡し対応する。

- ・協力医療機関

- ・名称 独立行政法人地域医療推進機構 徳山中央病院

- 住所 周南市孝田町 1 番 1 号

- ・名称 光市立光総合病院

- 住所 光市光が丘 6 番 1 号

- ・協力歯科医療機関

- ・名称 かねおか歯科クリニック

- 住所 周南市千代田町 1-18

(通常の送迎の実施地域)

#### 第 11 条

通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

周南市（須々万地区、中須地区、久米地区、旧熊毛町）

光市（島田地区、浅江地区、虹ヶ丘地区、小周防地区、岩田地区）

下松市（久保地区、花岡地区、末武地区、西豊井地区、東豊井地区）

岩国市（旧周東町）

(施設の利用に当たっての留意事項)

#### 第 12 条

当施設の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は面会時間を遵守し、その際は必ず面会簿に記入して下さい。

- ・消灯時間は、21:00 とします。

- ・外出・外泊は、事前に外出・外泊願いを提出し、医師の許可を得て下さい。また、外出・外泊時及び帰所された時は、必ず職員にその旨を伝えて下さい。

- ・飲酒・喫煙について、喫煙は決められた場所以外ではお断りします。また、お煙草・ライター等は施設で管理させていただきます。

- ・火気の取扱いは、施設内では、固くお断りします。

- ・設備・備品の利用は、本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただくことがあります。

- ・所持品については、全てにご記名下さい。また、紛失してお困りになるような品物は施設内に持ちこまないでください。

- ・金銭・貴重品の管理は、ご家族でお願いします。

- ・外出・外泊時に施設外の無断での受診はできません。無断での他の医療機関受診費用は、ご家族の方にご負担いただきます。
- ・宗教活動・政治活動は、施設内においての執拗な活動はご遠慮下さい。
- ・ペットの持ち込み及び飼育は、お断りします。
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・「なまもの」の持ち込みは、お断りします。また、おやつについては、食事に支障のないようにして下さい。状態にあわせて制限させていただくことがあります。
- ・テレビ利用者は、同室者等に迷惑のないようご利用下さい。

#### (非常災害対策)

### 第 13 条

消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。(事業所管理者とは別に定めることも可)
- (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
  - ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上  
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
  - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

#### (虐待防止)

### 第 14 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するため、下記の対策を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 上記に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

事業所は、介護保健施設サービス提供中に、当該施設従事者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束)

##### 第 15 条

事業所は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

また、事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

#### (業務継続計画の策定等)

##### 第 16 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。また、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (職員の服務規律)

##### 第 17 条

職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 18 条

施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第 19 条

職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人社団生和会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 20 条

職員は、この施設が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間 2 回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第 21 条

入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) そのほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 22 条

施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、別に定める医療法人社団生和会の就業規則に従って処するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 23 条

- 1 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。
- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 介護予防短期入所療養介護に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人社団生和会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この運営規程は、平成 21 年 2 月 1 日より施行する。

1 部改正：平成 21 年 3 月 9 日付	第 4 条 (3)
1 部改正：平成 21 年 4 月 1 日付	第 5 条 (6)、第 9 条 (1)、第 10 条
1 部改正：平成 21 年 5 月 12 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 21 年 11 月 19 日付	第 5 条 (2)
1 部改正：平成 22 年 4 月 2 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 22 年 8 月 1 日付	第 5 条 (8)
1 部改正：平成 22 年 9 月 1 日付	第 5 条 (8)
1 部改正：平成 22 年 9 月 13 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 23 年 1 月 4 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 23 年 3 月 1 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 23 年 5 月 1 日付	第 5 条 (3) (4) (6)、第 11 条
1 部改正：平成 23 年 9 月 1 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 24 年 4 月 1 日付	第 9 条 (1)
1 部改正：平成 24 年 5 月 1 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 24 年 6 月 1 日付	第 5 条 (4) (10)、第 7 条
1 部改正：平成 24 年 7 月 1 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 24 年 8 月 1 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 24 年 12 月 1 日付	第 5 条 (3)
1 部改正：平成 25 年 1 月 9 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 25 年 2 月 1 日付	第 9 条 (2) ①
1 部改正：平成 25 年 2 月 4 日付	第 5 条 (6)
1 部改正：平成 25 年 4 月 1 日付	第 5 条 (3) (6)

1部改正：平成25年4月1日付	第5条(4)(9)(10)
1部改正：平成25年6月1日付	第5条(4)
1部改正：平成25年7月1日付	第5条(3)
1部改正：平成25年8月1日付	第5条(4)
1部改正：平成25年9月1日付	第5条(3)
1部改正：平成25年10月21日付	第5条(3)
1部改正：平成25年11月1日付	第5条(3)
1部改正：平成25年11月21日付	第5条(3)
1部改正：平成25年12月1日付	第5条(3)(8)
1部改正：平成26年1月4日付	第5条(3)(8)
1部改正：平成26年1月7日付	第5条(6)
1部改正：平成26年3月1日付	第5条(6)
1部改正：平成26年3月14日付	第5条(3)
1部改正：平成26年3月17日付	第5条(6)
1部改正：平成26年4月1日付	第5条(3)(4)(10) 第9条(1)①、(3)⑤⑥⑦
1部改正：平成26年5月19日付	第5条(3)(8)
1部改正：平成26年6月1日付	第5条(3)(4)
1部改正：平成26年8月18日付	第5条(3)(4)
1部改正：平成26年9月1日付	第5条(6)
1部改正：平成27年1月1日付	第5条(3)(4)
1部改正：平成27年3月16日付	第5条(3)
1部改正：平成27年4月1日付	第5条(10)、第9条(1)
1部改正：平成27年4月15日付	第5条(6)
1部改正：平成27年6月1日付	第5条(4)
1部改正：平成27年6月15日付	第5条(4)
1部改正：平成27年6月22日付	第5条(3)
1部改正：平成27年7月1日付	第5条(4)
1部改正：平成27年8月1日付	第5条(4)、第9条(1)
1部改正：平成27年8月15日付	第5条(3)
1部改正：平成27年9月1日付	第5条(4)
1部改正：平成27年10月1日付	第5条(4)(6)
1部改正：平成27年12月1日付	第5条(4)
1部改正：平成27年12月14日付	第5条(3)
1部改正：平成28年1月1日付	第5条(11)
1部改正：平成28年4月1日付	第5条(6)

1部改正：平成28年5月1日付	第5条(4)
1部改正：平成28年5月16日付	第5条(7)
1部改正：平成28年6月1日付	第5条(4)
1部改正：平成28年7月1日付	第5条(3)(4)(7)(10)
1部改正：平成28年9月1日付	第5条(4)
1部改正：平成28年11月1日付	第5条(3)(4)
1部改正：平成28年11月9日付	第5条(4)
1部改正：平成29年1月1日付	第5条(9)
1部改正：平成29年1月16日付	第5条(3)
1部改正：平成29年1月17日付	第11条
1部改正：平成29年2月1日付	第5条(3)(4)
1部改正：平成29年2月16日付	第5条(9)
1部改正：平成29年3月1日付	第5条(4)
1部改正：平成29年4月1日付	第5条(3)(4)、第9条(1)(4)
1部改正：平成29年5月1日付	第5条(4)
1部改正：平成29年5月15日付	第5条(4)(6)
1部改正：平成29年6月15日付	第5条(3)
1部改正：平成29年6月21日付	第5条(4)
1部改正：平成29年7月6日付	第5条(4)
1部改正：平成29年8月1日付	第5条(4)(9)
1部改正：平成29年9月1日付	第5条(4)
1部改正：平成29年11月1日付	第5条(3)(4)
1部改正：平成30年2月1日付	第5条(3)(4)
1部改正：平成30年2月21日付	第5条(3)
1部改正：平成30年2月23日付	第5条(3)
1部改正：平成30年4月1日付	第9条(1)
1部改正：平成30年4月16日付	第5条(6)
1部改正：平成30年7月1日付	第5条(4)(6)
1部改正：平成30年9月1日付	第5条(6)
1部改正：平成30年12月1日付	第5条(6)
1部改正：平成31年3月1日付	第5条(3)
1部改正：令和元年5月1日付	第5条(9)
1部改正：令和元年5月2日付	第5条(9)(10)
1部改正：令和元年7月1日付	第5条(4)(6)
1部改正：令和元年8月1日付	第5条(6)
1部改正：令和元年9月1日付	第5条(4)

1部改正：令和元年10月1日付	第9条(1)
1部改正：令和元年11月11日付	第5条(4)
1部改正：令和2年1月1日付	第5条(4)
1部改正：令和2年4月1日付	第5条(6)
1部改正：令和2年4月27日付	第5条(7)(9)
1部改正：令和2年5月21日付	第5条(6)
1部改正：令和2年6月1日付	第5条(4)
1部改正：令和2年8月1日付	第5条(10)
1部改正：令和2年9月1日付	第5条(4)
1部改正：令和2年10月1日付	第5条(4)(6)
1部改正：令和3年1月1日付	第5条(4)(10)
1部改正：令和3年2月1日付	第5条(4)
1部改正：令和3年6月1日付	第5条(6)
1部改正：令和5年4月1日付	第5条(3)(4)(6)(9)(10)、 第9条(1)(3)
1部改正：令和5年7月1日付	第5条(3)
1部改正：令和5年8月1日付	第5条(4)
1部改正：令和5年11月1日付	第5条(4)
1部改正：令和6年4月1日付	第5条(1)(2)(3)(4)(5)(6)(7)(8)(9) (10)(11)、第9条(1)(2)(3)(4)(5)、 第14条、第15条、第16条、第17条、 第18条、第19条、第20条、第21条、 第22条、第23条